

15. 学術情報所（インフォメーション・センター）設置について

〔諮問〕

科第244号  
昭和25年3月3日

日本学術会議会長 亀山直人 殿  
内閣総理大臣 吉田 茂

学術情報所（インフォメーション・センター）設置について

学術情報所設置について貴会議の意見を承りたい。

右昭和25年2月15日開催の第12回科学技術行政協議会の議を経て貴会議に諮問する。

⑤ 参 考

学術情報所（インフォメーションセンター）設置について

右は科学技術行政協議会委員平野義太郎の提案にかゝるものでその要旨はおよそ次の如くである。

最近わが国学会の国際学会への急速なる復帰並びに学術研究の国際的交流進展のすう勢に直面して今や左記の如き任務を有する学術情報所の設置の必要性はいよいよ切実なるものがあると考える。

記

- 一、国内に於ける学会間の連絡事務
- 一、海外学会との連絡事務
- 一、内外の学会に対する学術に関する情報の提供
- 一、学術文献の抄録等

[ 答 申 1 ]

総 発 第 3 1 3 号

昭 和 2 5 年 7 月 2 9 日

内 閣 総 理 大 臣      吉   田      茂   殿

日 本 学 術 会 議 会 長      亀   山   直   人

学 術 情 報 所 ( イ ン フ ォ ー メ イ シ ョ ン セ ン タ ー ) 設 置 に つ い て 、 答 申

( 昭 和 2 5 年 3 月 3 日 付 科 第 2 4 4 号 に よ る 諮 問 に 対 す る 答 申 )  
標 記 の こ と に つ い て 、 本 会 議 の 意 見 は 別 紙 の と お り で あ り ま す か  
ら 、 こ こ に 答 申 い た し ま す 。

な お 、 こ の こ と に つ い て は 、 本 会 議 は 特 に 委 員 会 を 設 け て 審 議 し 、  
そ の 成 案 を 7 月 2 5 日 開 催 の 運 営 審 議 会 に 諮 っ て 可 決 し ま し た も の  
で あ り ま す か ら 申 添 え ま す 。

(別紙)

## 1. 学術情報機関設置の必要性

科学及び技術の発達は、発表された研究結果と研究状態環境との検討に存して、研究機関の現状、研究者の研究動静、研究発表出版物のアブストラクト等に関して内外学界の情報を常に知悉することは、科学及び技術の進歩に欠くべからざるものである。欧米では既にこのための情報を提供する機関があつて活動していて、我国に対しても情報提供を要請している。我国でも国際的研究の一環として、これに対して対外的責務を果し、一方には国内における科学及び技術の発展に資するために、従来文部省及び国立国会図書館においても一部これに関係ある仕事を行っているが、この際これを総合した強力な学術情報機関を緊急に設置すべきである。

## 2. 学術情報機関の構想

(1) 国立の機関として学術情報所 (Science Information Office) (仮称) を置く。

(2) 学術情報所は次のことを行う。

イ. 内外学界の情報の提供及び交換

ロ. 学術文献の編集、出版、頒布

ハ. 内外学会との連絡

(3) 学術情報所に所長と所員 (専任)、及び事務官、司書官を置く。

(4) 学術情報所に審議機関として委員 (理事) を置く。

委員 (理事) 会は、日本学術会議会員、各関係官庁、国会図書館、学界の代表者により構成する。

(5) 学術情報所は第2に定めたことを行うために、毎年本邦における研究機関の状況と、科学者名簿を作製出版し、本邦における選ばれた研究論文のリスト及びアブストラクトの編集、交換及び頒布等の事務を行う。このために各関係官庁、各学会等にその事務の一部を委嘱することができる。

(6) 学術情報所は、国際協同研究、学者、研究者、研究生の交換、研究結果の通報、出版物の交換、研究資材の交換等を斡旋する。

学術情報所は将来機会をみて科学アタシエーを海外に派遣する。

(7) 学術情報所は科学図書館を置き、国内の科学及び技術に関する図書、雑誌等の出版物は総てこれに寄贈せしめるものとし、国外の科学上の出版物を能う限り蔵して研究者の閲覧に供する。

(8) 学術情報所に翻訳部を附置して、広く内外の文献を翻訳する。

### 3. 学術情報機関の設置されるまでの措置

(1) 従来文部省その他の行ってきた学術情報に関する事務は、その実績を考慮して助長せしめ、その収集した情報は、速かに日本学術会議に連絡せしめるものとする。

(2) 国立国会図書館は既刊図書に関してその実績を重んじてこれを助長せしめ、そのうち学術情報に関しては文部省をしてこれを援助せしめる。特に国立国会図書館と文部省とにおいて行ってきたユニオン、カタログについては、互に協力援助して責務分野につき調整する。その結果は日本学術会議に速かに連絡せしめる。

(3) 日本学術会議に新たに学術情報に関する委員会を設けて、学術情報についての総合企画、事務連絡を指示せしめ、前(1)・(2)及びアブストラクト等その他の措置並びに予算等について、学術情報所の設置に至るまでの細部につき我が国情に則した企画調整を行わせる。

(4) 日本学術会議の事務機構を強化し、主として学術情報の国際的交換、国際学術団体に関する調査、及び研究と学術情報とに関する国際的連絡等の事務を完備させて遺漏なからしめる。日本学術会議に附置されている国立国会図書館支部図書館を充実するように努める。

〔答申 2〕

庶発第 251 号

昭和 26 年 5 月 4 日

内閣総理大臣 吉 田 茂 殿

日本学術会議会長 亀 山 直 人

学術情報所（インフォメーションセンター）設置について、答申

（昭和 25 年 3 月 3 日付科第 244 号による諮問に対する答申）  
本会議は、昭和 25 年 3 月 3 日付科第 244 号により、このこと  
についての意見を求められ、昭和 25 年 7 月 29 日付で一応の答申  
をしておりましたが、その後更に審議の結果、下記のと通りの結論  
を得ましたので 4 月 26 日、本会議第 10 回総会の議を経てここに  
重ねて答申します。

追って、本会議は、この構想に基く学術情報所（仮称）が緊急に  
設置されることを要望します。

#### 記

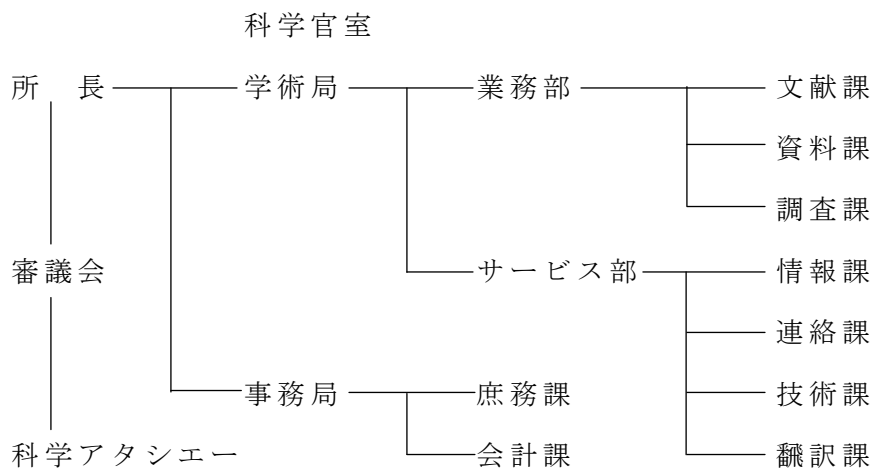
- (1) 学術情報所（仮称）は、学術に関する文献資料、研究機関及  
び研究情况等を調査し、学術の進歩を促進するための機関とし  
て緊急に設置される必要がある。
- (2) 学術情報所に審議会を置き、委員は、日本学術会議の推薦に  
基き任命される者 14 名と、国立国会図書館、関係官庁及び学  
識経験者等から任命される者と、合計 30 名以内の委員をもっ  
て組織されるものとする。
- (3) 学術情報所の予算、企画その他の運営管理に関する重要事項  
は、審議会の議を経なければならないものとする。
- (4) 学術情報所長及び科学アタシエーの任命に当っては審議会の  
意見を聞くようにすること。
- (5) 学術情報所は、日本学術会議に置くことも一応考えられるが、  
現下の情勢で成果を挙げるためには、これを文部省に置き、学  
術情報所審議会を通じて日本学術会議の意向を伝達することに  
するのが適当である。

(6) 学術情報所は、添付参考案に示す程度の規模のものとしなければ、所期の目的を果し得ないと考える。しかし一挙にこれを設置することなく、3ヶ年位の継続事業とすることも考慮されてよい。

(別添資料) 昭和25年7月29日総発第313号(写)

## 参 考

### (1) 学庁情報所機構 (案)



### (2) 分掌事務 (案)

#### 学術局

優秀な科学官を配して、所掌事務について企画立案する。

学術局長は科学官の1人をもって任ずる。

#### 業務部

文献課 内外学術文献カード及びリストの調整、学術書・評  
 輯の調整、学術マイクロフィルム・プロマイドの調  
 整、学術論文著書解題の調整、学術文献抄録の調整  
 並びに編集

資料課 学術資料(薬本器材記録類)リストの調整、研究用  
 資料リストの調整、内外資料の収集

調査課 内外研究成果の調査、内外研究機関の調査、内外研

研究者の調査、内外学会の調査、他課に属さない諸調査

翻訳課 内外学術文献の翻訳

#### サービス部

情報課 内外研究状況並びに研究者状況の情報提供  
内外学会並びに研究機関状況の情報提供  
内外研究資料の情報提供  
国際会議状況の情報提供  
研究者海外派遣並びに研究生の交換の情報提供  
巡回展示会

連絡課 在外科学アタシエーとの連絡、諸機関研究者との連絡、文献その他学術資料交換の実施及び幹せん

技術課 マイクロフィルム、ブロマイドによる文献資料の撮影、文献資料の印刷、複写

#### 科学アタシエー

英、米、仏、独、スイス、カナダ、中国、ソ連邦等  
ユネスコ、現地科学協力事務所所在地に派遣

#### 事務局

庶務課 人事、公文書類の接受と発送、法案その他重要文書の審査、その他他課に属さない事務

会計課 予算、経理、物品、管理等に関する事務

#### 備考

職員は

所長 1名

2級官以上 40名

3級官以下 80名

程度とする。